

和歌山県立近代美術館ニュース
紙面デザイン作成業務仕様書

和歌山県立近代美術館

- 1 業務年度 令和6年度
- 2 業務名 和歌山県立近代美術館ニュース紙面デザイン作成業務
- 3 業務内容
 - (1) 和歌山県立近代美術館ニュースの紙面デザイン作成
 - ア 作成回数
4回（各号ともA4版フルカラー、表紙裏表紙も含めて8ページ）
※デザインとは、上記1に示されている「和歌山県立近代美術館ニュース」（以下、「ニュース」という。）の目的を達成するために工夫されたレイアウト、文字組、配列、配色等のことをいう。
 - イ 紙面デザインデータ納入期限
 - (ア) 令和6年 6月18日（火） 119号
 - (イ) 令和6年10月 1日（火） 120号
 - (ウ) 令和6年12月17日（火） 121号
 - (エ) 令和7年 2月18日（火） 122号
 - (2) 製作物の印刷用電子データの印刷業者または和歌山県立近代美術館（以下、「館」という。）への提供
 - (3) ホームページ等に掲載するためのデータの提供
ニュースを館ホームページ等に転載使用できるよう、PDF形式でデータとして館へ提供すること。
- 4 紙面作成に係る館からの情報提供
 - (1) 紙面作成に必要な原稿及び写真は、館より提供する。
 - (2) 原稿は磁気媒体及び電子データ等で、写真はポジフィルム、電子データ、プリント等で提供する。
※ポジフィルムは入稿後すぐに状態の確認を行い、万が一、紛失又破損した場合は、ポジフィルム借用先又は館の要求する費用弁償の一切を負うこと。フィルム収納袋に一切の書込みは行わず、剥がすのが困難なシール類の貼付けは行わないこと。
※磁気媒体のソフトは館が使用する形式もしくはテキストファイルで提供する。
- 5 特記事項
 - (1) 印刷物デザイン製作の企画及び運営能力が高く、十分な経験、実績を有していること。

- (2) 必要に応じて速やかに館に来ることができる県内地域に、製作管理のできる担当者等が常駐する事務所を有すること。
- (3) 館の職員の指示によりデザイン案の作成を行い、必要に応じて速やかに変更案を作成できること。
 - ア 紙面デザインを5日間で行う能力を有し、デザイン案完成日を厳守できること。
 - イ 館の職員の指示により、紙面デザインの修正等に優先的に取り組む体制が組めること。
- (4) 製作物を磁気媒体、またはオンラインで印刷業者に提供できる能力を有すること。
- (5) 文字校正、色校正について、専門家としての立場から助言を行う能力と責任を有すること。
- (6) 製作物の著作権（著作権法第27条及び28条に規定する権利を含む。）は、製作物の引渡しをもって和歌山県に譲渡されるものとし、著作権者は、製作物に係る著作者人格権を将来にわたって一切行使しないものとする。
- (7) 館は提出されたデータを自由に再利用できるものとする。
- (8) 上記に定めるその他の事項については、館と協議のうえ、決定するものとする。

6 ニュースの刊行予定日

- (1) 令和6年 7月12日（金） 119号
- (2) 令和6年10月31日（木） 120号
- (3) 令和7年 1月21日（火） 121号
- (4) 令和7年 3月28日（金） 122号

7 納入場所 和歌山県立近代美術館

- 8 その他 上記に定めのないその他の事項については、館と協議のうえ決定するものとする。